

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査及び財政的援助団体等監査の結果のうち、現在まで改善措置が完了していない事項について、知事から報告があったので、次のとおり公表する。

沖縄県監査委員	安 慶 名	均
沖縄県監査委員	新 垣 真	秀
沖縄県監査委員	上 原	章
沖縄県監査委員	山 内 末	子

第1 定期監査指摘事項に対する未措置の状況

<財務・事務に関する事項>

（平成28年度監査結果報告分）

【土木建築部】

1 歳入歳出外現金の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

県営住宅入居時に入居者から受け入れた敷金について、歳入歳出外現金として財務会計システムにより管理している現在高と、住宅管理システム等により戸別の管理を行っている合計額に差額が生じており、納入者が不明な敷金がある等、不適正な管理となっている。（住宅課）

(2) 現在の状況

敷金について、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）を改正することで、令和4年4月より敷金を管理する仕組みを整備し、指定管理者とも情報を共有した上で敷金の払出しを行っている。指摘後、適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備、適切な運用を図っている。

また、突合が困難なデータについては、処理方針を検討中である。

(3) 未措置とする理由

納入者が不明な敷金について処理が完了していないため。

（平成29年度監査結果報告分）

【病院事業局】

1 預り金の管理に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

健康保険料、厚生年金保険料等について、総勘定元帳の差引残高がマイナスとなっている月があり、また、その他預り金について、内容を確認できない残高があった。

（中部病院）

(2) 現在の状況

当該預り金について、現在、個々の伝票処理について精査中である。

- (3) 未措置とする理由
預り金の内容の確認が完了していないため。

(平成30年度監査結果報告分)

【土木建築部】

1 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容
一部の県営住宅において防火管理者の選任・届出、消防計画の策定・届出及び消防訓練の実施・報告がなされていない。 (住宅課)
- (2) 現在の状況
指定管理者に対し、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理者及び消防計画の届出等を行うよう指導し、届出は完了した。消防訓練については一部未実施となっている。
- (3) 未措置とする理由
一部の県営住宅において消防訓練が実施されていないため。

(令和3年度監査結果報告分)

【総務部】

1 備品の管理が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容
重要備品が所在不明となっていた。 (管財課)
- (2) 現在の状況
当該備品の所在確認を行ったところ、旧那覇東町会館の土地及び建物の売却に当たり、廃棄することとした備品であることが判明したため、今後、処分手続等を行う予定である。
- (3) 未措置とする理由
備品の処分手続等が完了していないため。

【農林水産部】

1 公有財産の管理が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容
保安林指定の解除により普通財産となった土地について、貸付契約が締結されないまま土地を使用させていた。また、当該財産に係る経緯、現況等を把握するための資料が整理されていない。 (森林管理課)
- (2) 現在の状況
貸付契約が締結されていない土地の解消に向けて、不法占拠財産等処理を要する普通財産取扱要領（昭和63年8月15日付け総務部長通知）に準じて処理方針を策定するとともに、同要領に準じて現況整理簿を作成し、当該財産の経緯等を整理した。
- (3) 未措置とする理由
県有地の不法占拠の状況が継続しているため。

【商工労働部】

1 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

使用場所として外部機関等が登記されている備品99点（取得価格111,272,961円）の貸付けの手续が確認できなかった。（産業政策課）

(2) 現在の状況

当該備品のうち1点を除き、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）に基づき、現存していない物は亡失手続を、現存している物は無償譲与の手続を行った。

(3) 未措置とする理由

備品の処分手続等が完了していないため。

2 備品の利活用がなされていないもの

(1) 指摘の内容

平成23年度から平成28年度までに行われた事業において取得した備品（取得価格合計272,168,500円）について、事業終了後に活用されないまま維持経費が支払われ、令和3年度には1,852,183円を支出していた。（産業政策課）

(2) 現在の状況

備品の利活用に向けて、地元市町村や活用が想定されるエネルギー民間事業者と意見交換を実施しているが、活用に当たりランニングコスト等の課題もあることから、引き続き、検討を進めていく。

(3) 未措置とする理由

当該備品の利活用が行われていないため。

【土木建築部】

1 督促状を発行していなかったもの

(1) 指摘の内容

港湾施設使用料（宜野湾港マリーナ）について、納入期限到来後11ヶ月以上経過しているが督促状が発行されず、滞納整理票も作成されていないものがあつた。

（中部土木事務所）

(2) 現在の状況

滞納発生時における対応手続及び役割分担等について、関係機関と協議している。

(3) 未措置とする理由

督促状の発行及び滞納整理票の作成が行われていないため。

【教育庁】

1 督促状を発行していなかったもの

(1) 指摘の内容

住居手当の過払いによる返納について、納入期限到来後6ヶ月以上督促状が発行されず、滞納整理票も作成されていなかった。（中頭教育事務所）

(2) 現在の状況

住居手当の過払い分について、督促状を発行し滞納整理票を作成のうえ、返納に向けて取り組んでいる。

(3) 未措置とする理由

過払い分の返納が完了していないため。

第2 財政的援助団体等監査の指摘事項に対する未措置の状況

(平成30年度財政的援助団体等監査結果報告分)

1 公の施設の管理に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

住宅情報センター株式会社（県営住宅：宮古・八重山地区）では、消防法に基づく防火管理者及び消防計画の届出並びに消防訓練を実施していなかった。

(土木建築部所管)

(2) 現在までの状況

住宅情報センター株式会社に対し、文書により消防法に基づく防火管理者及び消防計画の届出並びに消防訓練を実施するよう指導した。同団体では、防火管理者及び消防計画の届出を行っているが、消防訓練については一部未実施となっている。

(3) 未措置とする理由

一部の県営住宅（宮古・八重山地区）で消防訓練が実施されていないため。

(令和3年度財政的援助団体等監査結果報告分)

1 公の施設の管理に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体（与那原マリーナ）では、県から貸与を受けている物品について、基本協定書第26条に基づく台帳を整備していなかった。

また、県においては、貸与している物品のうち備品に該当するものを備品台帳に登録していなかった。

(土木建築部所管)

(2) 現在までの状況

サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体（与那原マリーナ）に対し、基本協定書に基づき貸与物品を適正に管理するよう指導した。同団体では、貸与物品のうち既に県が備品登録しているものについて台帳の作成を行い、基本協定書の遵守に努めている。

県においては、未登録の備品に係る関係資料の確認を行い、備品台帳への登記に向けた取組を進めている。

(3) 未措置とする理由

県において、貸与している備品の台帳への登記が完了していないため。